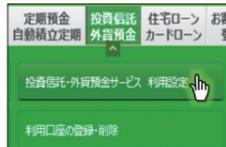


1. 「投資信託サービス」を「利用する」に設定する。

インターネットバンキングから初めて「投資信託」サービスをご利用になる場合、下記の手順で「投資信託サービス」を「利用する」に設定してください。スマートフォンからは専用画面で「投資信託」サービスがご利用いただけます。画面デザインに多少の違いがありますが、操作手順はパソコンと同じです。本ご利用ガイドをご参考にしてください。



1 メニュー選択



メニューより「投資信託・外貨預金サービス 利用設定」を選択してください。

2 投資信託・外貨預金サービスの利用設定(サービス選択)



投資信託を選択し「変更」ボタンをクリックしてください。

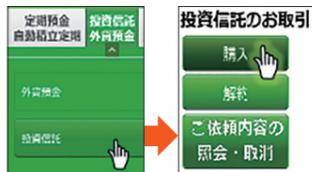
3 投資信託・外貨預金サービスの利用設定(利用設定変更)



「利用する」を選択し、「実行」ボタンをクリックしてください。投資信託取引がご利用になります。

2. 投資信託の購入

1 投資信託メニュー



メニューより「投資信託」→「投資信託のお取引」→「購入」を選択してください。

2 投資信託購入(ご注意)



投資信託に関するご注意が表示されます。内容を確認し、承諾する場合は、「承諾する」のチェックボックスをチェックし、「次へ」ボタンをクリックしてください。

3 投資信託購入(ご確認事項)



お客様の運用に対する考え方や、ご投資経験などの質問にお答えください。回答後、「次へ」ボタンをクリックしてください。

次の画面で、ご確認事項が表示されます。内容を確認し、よろしければ「次へ」ボタンをクリックしてください。ファンド選択画面へ遷移し、お客様の回答に適合したファンドの一覧が表示されます。



4 投資信託購入(ファンド選択)



購入可能ファンド一覧から、ファンド名、投信会社、投資対象から検索(絞り込み)ができます。



お客様の回答に基づき、購入できるファンドが一覧表示されます。購入を希望するファンドを選択し、「購入」ボタンをクリックしてください。

5 投資信託購入(目論見書確認)



選択したファンドの「目論見書」を開き、内容を確認してください。目論見書の使用開始日(年月)を入力(必須)してください。目論見書補完書面等もすべて確認してください。

目論見書等の内容を確認のうえ、ご理解いただけただら、チェックボックスをチェックしてください。

チェックボックスをチェックすると、「次へ」ボタンが表示されますので、「次へ」ボタンをクリックしてください。



6 投資信託購入(金額入力)



購入金額を入力してください。

NISA優先にする場合は「NISA優先にする」をチェックしてください。

「次へ」ボタンをクリックしてください。

7 投資信託購入(実行)



お取引内容を確認し、よろしければ画面の指定に従い取引確認番号を入力してください。取引確認番号の入力はソフトウェアキーボードをご利用ください。

3. 投資信託の解約

1 投資信託メニュー

メニューより「投資信託」→「投資信託のお取引」→「解約」を選択してください。

2 投資信託解約(ご注意)

投資信託に関するご注意が表示されます。内容を確認し、承諾する場合は、「承諾する」のチェックボックスをチェックし、「次へ」ボタンをクリックしてください。

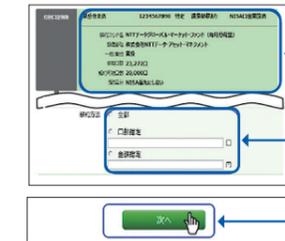
3 投資信託解約(保管残高)



「休場」と表示されているファンドは解約できません。

保有ファンドより解約するファンドを選択し「解約」ボタンをクリックしてください。インターネットバンキングで解約できないファンドは表示されません。

4 投資信託解約(金額入力)



解約方法は「全部」「口数指定」「金額指定」の3つから選択が可能です。投信口座情報を参考に入力してください。入力後、「次へ」ボタンをクリックしてください。

5 投資信託解約(実行)

2.投資信託の購入 7 実行を参考にしてください。

4. ぐんぎん積立投信の新規申込

1 投資信託メニュー



メニューより「投資信託」→「ぐんぎん積立投信のお取引」→「新規申込」を選択してください。

2 積立投信新規申込(ご注意)



投資信託に関するご注意が表示されます。内容を確認し、承諾する場合は、「承諾する」のチェックボックスをチェックし、「次へ」ボタンをクリックしてください。

3 積立投信新規申込(ご確認事項)

4 積立投信新規申込(ファンド選択)

5 積立投信新規申込(目論見書確認)

6 積立投信新規申込(金額入力)



毎月の振替日、毎月の購入金額を入力してください。

最終振替年月(最長10年)を指定可能です。

年2回まで増額購入ができます。増額購入を希望する場合は、増額月と増額購入金額を入力してください。

NISA優先にする場合は「NISA優先にする」をチェックしてください。

「次へ」ボタンをクリックしてください。

7 積立投信新規申込(実行)

2.投資信託の購入 7 実行を参考にしてください。



3から5の手順は3.投資信託購入3から5と同じ手順となります。

5. ぐんぎん積立投信の解約(積立契約の解除)

1 投資信託メニュー

「ぐんぎん積立投信のお取引」→「解約(契約の解除)」を選択してください。

2 投資信託解約(ご注意)

投資信託に関するご注意が表示されます。内容を確認し、承諾する場合は、「承諾する」のチェックボックスをチェックし、「次へ」ボタンをクリックしてください。

3 積立投信解約(ファンド選択)



契約ファンド一覧より、解約するファンドを選び、「選択」ボタンをクリックしてください。

4 積立投信解約(実行)

2.投資信託の購入 7 実行 を参考にしてください。

6. ぐんぎん積立投信の変更

1 投資信託メニュー



「ぐんぎん積立投信のお取引」→「変更申込」を選択してください。

2 積立投信変更申込(ご注意)



投資信託に関するご注意が表示されます。内容を確認し、承諾する場合は、「承諾する」のチェックボックスをチェックし、「次へ」ボタンをクリックしてください。

3 積立投信変更申込(ファンド選択)



契約ファンド一覧より、変更するファンドを選び、「選択」ボタンをクリックしてください。

4 積立投信変更申込(目論見書確認)

3. 投資信託の購入 5 投資信託購入(目論見書確認)と同じ手順となります。

5 積立投信変更申込(変更入力)



毎月の購入金額を変更する場合は、変更後の金額を入力してください。

年2回まで増額購入ができます。増額購入を希望する場合は、増額月と増額購入金額を入力してください。

NISA優先にする場合は「NISA優先にする」をチェックしてください。

「次へ」ボタンをクリックしてください。

6 積立投信変更申込(実行)

2.投資信託の購入 7 実行 を参考にしてください。

「電子交付サービス」ご利用ガイド

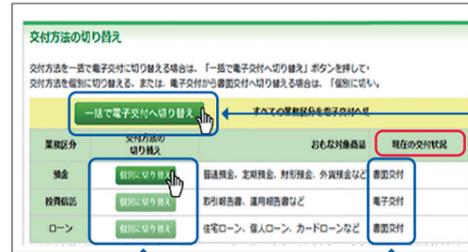
ステップ1 メニュー選択



インターネットバンキングにログイン後、メニューより「電子交付サービス」を選択してください。電子交付画面へ遷移するまで、少しお待ちください。電子交付サービスは、①預金 ②投資信託 ③ローンの各種書類がインターネット上で閲覧できるサービスです。



ステップ2 電子交付サービスの申込・変更



「一括で電子交付へ切り替え」ボタンをクリックすると、3つの業務区分(預金・投資信託・ローン)をすべて電子交付に切り替えられます。

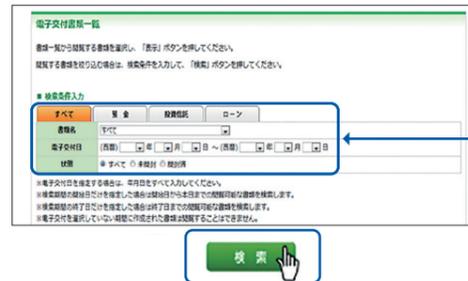
個別に交付方法を変更する場合は、「個別に切り替え」ボタンをクリックしてください。

現在の交付状況が「書面交付」の場合は「電子交付」へ、「電子交付」の場合は「書面交付」へ切り替えられます。切替の操作は1日1回のみ可能です。一旦切り替えると翌日まで操作できません。

各種書類をインターネット上で電磁的に交付することを「電子交付」といい、紙媒体を郵送により交付することを「書面交付」といいます。



ステップ3 電子交付書類の検索



閲覧を希望する電子交付書類を検索できます。検索項目は「業務区分(預金・投資信託・ローン)」「書類名」「電子交付日」「状態(未開封・開封済)」です。検索を行わない場合は、電子交付された書類全てが一覧に表示されます。

ステップ4 電子交付書類の閲覧



「表示」ボタンをクリックしてください。選択した書類の閲覧ができます。電子交付された書類を閲覧するためには、PDF閲覧ソフトが必要です。

「電子交付サービス」について

1. インターネットバンキング「電子交付サービス」対象種類及び交付時期について

- インターネットバンキングでは、投資信託のほか、預金、ローンの書類も電子交付されます。
- 電子交付書類は、預金、投資信託、ローンの3つの業務区分に分け、業務区分ごとに電子交付されます。個々の書類単位で電子交付することはできません。
- 対象書類、交付時期、閲覧可能期間については以下の通りです。

業務区分	書類名	交付時期	閲覧可能期間
預金	定期預金満期のご案内	原則、満期日の翌営業日の翌9時	1年間
	財産形成預金・社員口預金残高のお知らせ	原則、作成基準月の月初第2営業日の翌日	
	大口定期預金・スーパー定期預金計算書	原則、満期日の翌営業日の翌9時	
	普通預金利息元加のお知らせ	原則、2・8月の第3月曜日の前日9時	
	外貨定期預金ご継続のお知らせ	原則、満期日の翌営業日の翌9時	
投資信託	取引報告書(※)	原則、約定日の翌営業日の翌9時	5年間
	収益分配金のご案内	原則、決算日の翌営業日の翌9時	
	収益分配金再投資のご案内	原則、決算日の翌営業日の翌9時	
	取引残高報告書(※)	原則、1月・4月・7月・10月の第1営業日の翌9時	
	ご投資状況のお知らせ(※)	原則、1月・4月・7月・10月の第1営業日の翌9時	
	特定口座譲渡損益額のお知らせ	原則、約定日の翌営業日の翌9時	
	償還金のご案内(※)	原則、償還日の翌営業日の翌9時	
	運用報告書(※)	原則、決算日から2カ月程度	
	定期・定期購入契約のご案内(登録・変更)	原則、手続き完了日の翌営業日の翌9時	
	「指定預金口座」ご確認のお願い	原則、手続き完了日の翌営業日の翌9時	
お取引店・口座変更のお知らせ	原則、手続き完了日の翌営業日の翌9時		
特定口座内保管上場株式等払出通知書	原則、手続き完了日の翌営業日の翌9時		
ローン	ぐんぎんカードローンご利用明細	原則、14日の翌営業日の翌9時	3年間
	ナイスサポートカードご利用明細	原則、14日の翌営業日の翌9時	
	住宅ローン返済予定表	原則、作成基準日の翌営業日の翌9時	
	消費者ローン返済予定表	原則、作成基準日の翌営業日の翌9時	
	教育ローン返済予定表	原則、作成基準日の翌営業日の翌9時	

2. 電子交付と書面交付(書類が郵送により交付される)との切替えについて

- インターネットバンキングへログイン後、「電子交付サービス」画面から切替ができます。
- 現在の交付状況が「電子交付」である場合、「個別に切り替え」をクリックすると、「書面交付」へ切り替わります。
- 18時までに切替の申込みを完了した場合は、翌日から切替となります。
- 切替(変更)方法は、ご利用ガイド(ステップ2)を参考にしてください。

3. 閲覧可能期間について

書類の閲覧期間は業務区分ごとに異なります。電子交付された月から起算し、閲覧期間経過月の末日まで、閲覧できます。例えば、2月に電子交付された、閲覧期間1年の書類は、1年後の2月末まで、閲覧できます。

4. 電子交付の通知について

書類が電子交付された旨の通知は、Eメールでお知らせいたします。なお、Eメールのお知らせが不要な場合は、インターネットバンキングのメール設定から停止することができます。また、投資信託の一部書類(※があるもの)は、電子交付された旨をインターネットバンキングへログイン直後の「お知らせ」欄へ通知します。

5. 「投資信託電子交付サービス」から「電子交付サービス」への移行について

3月16日9時より、「投資信託電子交付サービス」は、インターネットバンキングの「電子交付サービス」へ移行されます。